

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

告 示

- 告示第35号 宇治市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱……………（交通政策課）…2
- 告示第47号 公印の新調及び廃止……………（介護保険課）…2
- 告示第48号 議決予算の公表……………（財政課）…2

議 会

- 規程第1号 宇治市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程……………8

教 育 委 員 会

- 告示第4号 教育委員会の招集……………9

農 業 委 員 会

- 公告第3号 農業委員会定例総会の招集……………9

告 示

宇治市告示第35号

宇治市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和7年3月21日

宇治市長 松村 淳子

宇治市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

宇治市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱（令和3年宇治市告示第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第92条の2」を「第95条の6」に改め、同条第2号中「第107条第1項」を「第106条の3第1項」に改める。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第5条中「第30条の9第4項」を「第30条の7第5項」に、「運転免許取消通知書」を「運転免許の取消通知書」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び第5条の改正規定（「運転免許取消通知書」を「運転免許の取消通知書」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市告示第47号

公印の新調及び廃止について

次のとおり公印を新調し、及び廃止したので、宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）第8条第3項の規定により、告示します。

ただし、廃止の際、現に事前押印され、又は印刷されている印影は、なお効力を有するものとします。

令和7年4月4日

宇治市長 松村 淳子

廃止

公印の名称	使用区分	廃止年月日	印影
宇治市印	介護保険保険者印 専用	令和7年2月11日	

新調

公印の名称	使用区分	使用開始年月日	印影
宇治市印	介護保険保険者印 専用	令和7年2月12日	

宇治市告示第48号

議決予算の公表について

令和7年2月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和7年4月4日

宇治市長 松村 淳子

令和6年度宇治市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度宇治市の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,336,192千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,440,355千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
7.地方消費税交付金		3,950,000	200,000	4,150,000
	1.地方消費税交付金	3,950,000	200,000	4,150,000
12.地方交付税		9,920,000	470,000	10,390,000
	1.地方交付税	9,920,000	470,000	10,390,000
16.国庫支出金		17,463,224	334,422	17,797,646
	1.国庫負担金	13,067,477	270,268	13,337,745
	2.国庫補助金	4,343,306	64,154	4,407,460
17.府支出金		6,363,342	192,818	6,556,160
	1.府負担金	4,536,914	185,358	4,722,272
	2.府補助金	1,459,901	7,460	1,467,361
19.寄付金		240,000	46,144	286,144
	1.寄付金	240,000	46,144	286,144
20.繰入金		535,658	△1,252	534,406
	1.特別会計繰入金	0	3	3
	2.基金繰入金	535,658	△1,255	534,403
21.繰越金		793,240	2,420	795,660
	1.繰越金	793,240	2,420	795,660
22.諸収入		2,907,651	△146,960	2,760,691
	4.受託事業収入	42,284	△26,960	15,324
	5.雑収入	1,037,021	△120,000	917,021
23.市債		7,834,500	238,600	8,073,100
	1.市債	7,834,500	238,600	8,073,100
歳入合計		78,104,163	1,336,192	79,440,355

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2. 総 務 費		8,160,384	205,777	8,366,161
	1. 総 務 管 理 費	6,615,939	202,144	6,818,083
	2. 徴 税 費	851,569	3,633	855,202
3. 民 生 費		37,099,556	997,197	38,096,753
	1. 社 会 福 祉 費	19,375,283	646,197	20,021,480
	2. 児 童 福 祉 費	12,743,847	351,000	13,094,847
4. 衛 生 費		5,669,521	△26,000	5,643,521
	1. 保 健 衛 生 費	2,782,965	△15,000	2,767,965
	2. 清 掃 費	2,886,556	△11,000	2,875,556
6. 農 林 水 産 業 費		469,229	△4,000	465,229
	1. 農 業 費	288,186	20,000	308,186
	2. 林 業 費	179,737	△24,000	155,737
7. 商 工 費		2,520,545	△35,000	2,485,545
	1. 商 工 費	2,520,545	△35,000	2,485,545
8. 土 木 費		6,657,390	136,752	6,794,142
	1. 土 木 管 理 費	631,306	12,440	643,746
	2. 道 路 橋 梁 費	1,816,679	△26,960	1,789,719
	3. 河 川 費	403,065	12,300	415,365
	4. 都 市 計 画 費	3,475,541	138,972	3,614,513
10. 教 育 費		8,808,823	61,466	8,870,289
	2. 小 学 校 費	1,834,246	42,900	1,877,146
	3. 中 学 校 費	1,012,804	63,566	1,076,370
	4. 幼 稚 園 費	729,822	△30,000	699,822
	5. 社 会 教 育 費	804,362	△15,000	789,362
歳 出 合 計		78,104,163	1,336,192	79,440,355